

## 静岡県告示第113号

次のとおり解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和2年2月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

浜松市浜北区尾野字東ノ谷池上2597の7（次の図に示す部分に限る。）

### 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

### 3 解除の理由

用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、西部農林事務所及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）